



2025年8月26日

各位

会社名 長野計器株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤正継
(コード番号7715 東証プライム)
問い合わせ先 常務取締役 角龍徳夫
(TEL 03-3776-5379)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2025年8月26日付で会社法第370条及び当社定款第28条に基づく書面形式の取締役会決議により、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）
 - (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数
当社普通株式 1,708,700株
 - (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数
エア・ウォーター株式会社 1,402,000株
みずほリース株式会社 199,600株
株式会社みずほ銀行 107,100株
 - (3) 売 出 価 格
未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2025年9月3日(水)から2025年9月5日(金)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90~1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で売出価格等決定日に決定される。）
 - (4) 売 出 方 法
みずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。
 - (5) 申 込 期 間
売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。
 - (6) 受 渡 期 日
売出価格等決定日の5営業日後の日。
 - (7) 申 込 証 拠 金
1株につき売出価格と同一金額とする。
 - (8) 申 込 株 数 単 位
100株
 - (9) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 佐藤正継に一任する。

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>2.をご参照）

- | | |
|--|--|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 当社普通株式 256,300 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、売出価格等決定日に決定される。 |
| (2) 売 出 人 | みずほ証券株式会社 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。） |
| (4) 売 出 方 法 | 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 256,300 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。 |
| (5) 申 込 期 間 | 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。 |
| (6) 受 渡 期 日 | 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。 |
| (7) 申 込 証 拠 金 | 1 株につき売出価格と同一金額とする。 |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 100 株 |
| (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 佐藤 正継に一任する。 | |
| (10) 引受人の買取引受による売出しが中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。 | |

以 上

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

当社グループは「一芸を極めて世界に挑戦」の企業理念のもと、圧力計測・制御分野のリーディングカンパニーとして、圧力計、圧力センサ及び計測制御機器等の製造販売を主に、これらに附随する事業及び応用製品の製造販売を行っております。2023年4月からスタートした第2次中期経営計画（2023年度～2025年度）を、『モノづくりのあくなき探求心を礎に強靱な経営基盤を構築し、社会的課題への貢献と企業価値向上に取り組む』改革フェーズと位置づけ、2030年度に向かう成長フェーズに繋げる重要な3ヵ年として、①既存事業の競争力強化（生産能力の増強、機種統廃合による製品体系の再構築、不採算製品の撲滅）②グローバル戦略の強化（海外（米国・欧州）半導体市場の踏込強化、地産地消の推進、東南アジア地区攻略）③新たな事業領域の拡大（高精度製品の開発、計測制御機器事業の強化）④経営基盤の強化（サステナビリティ・ESG経営の推進）の4つの成長戦略を踏襲し具体的取組を実行して企業価値向上に取り組んでおります。

一方、株式市場においては、政策保有株式縮減の動きが広がっており、一部の株主様から当社株式の売却に関して打診がありました。当社としては、株主様からの売却意向に 대응するとともに、株主構成の変化を企業価値向上に向けた能動的な取り組みといたし、最適な株式売却の手法を検討した結果、本売出しを実施することといたしました。本売出しを通じて、当社に対する認知度の向上、投資家層の多様化、当社株式の市場流動性向上を実現し、ひいては企業価値向上に繋がることを企図しております。また、本売出しにより固定株が減少し、浮動株比率が向上することを見込んでおります。「TOPIX※見直し」における選定基準に関連して、浮動株時価総額は上場時価総額に浮動株比率を掛け合わせた値とされておりますため、当社は今後も、TOPIXを含む各種指数と株価を意識した経営に努めてまいります。

なお、当社は、本日の取締役会決議により、株主還元の拡充、資本効率の向上及び本売出し実施に伴う株式需給への影響の緩和を目的とし、取得価額の総額12億円及び取得株式総数600,000株をそれぞれ上限とする自己株式の取得及び取得した自己株式を全数消却することを決定しております。詳細については、本日公表の「自己株式取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に関するお知らせ」をご参照ください。

※TOPIX（東証株価指数）は、株式会社JPX総研の登録商標です。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの引受人であるみずほ証券株式会社が当社株主から256,300株を上限として借入れる当社普通株式（以下「借入れ株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、256,300株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は借入れ株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエアオプション」という。）を、2025年9月26日（金）を行使期限として、上記当社株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2025年9月26日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である株式会社みずほ銀行は、みずほ証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨を合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式に転換もしくは交換されうる有価証券または当社普通株式を取得する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。